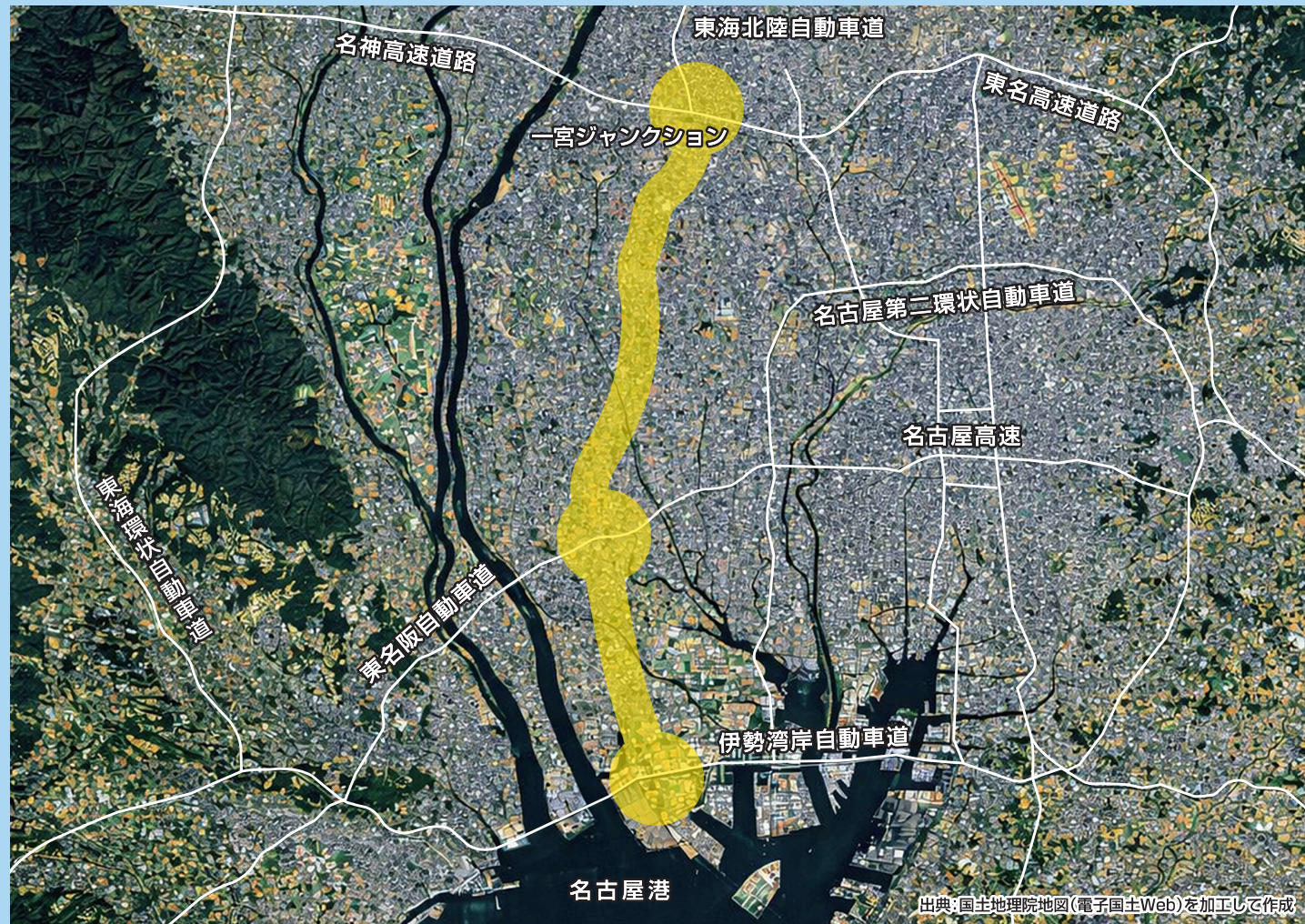
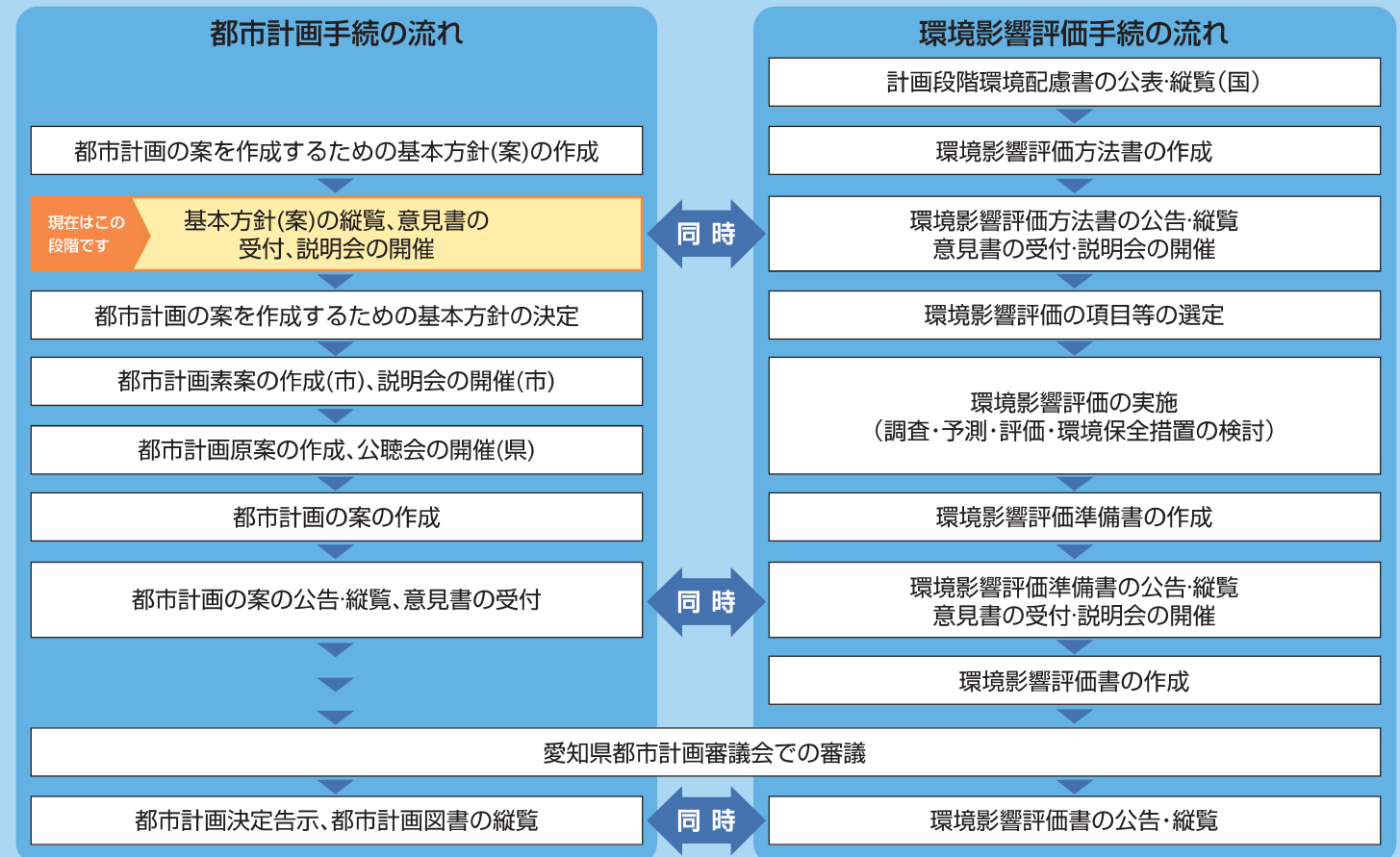


一宮西港道路

都市計画の案を作成するための基本方針(案)



都市計画手続 及び 環境影響評価手続の流れ



都市計画の案を作成するための基本方針(案)の縦覧について

●縦覧期間・場所：令和8年7月7日(火)～ 8月7日(金) [土曜・日曜及び祝日を除く]

縦 覧 場 所		時間(土日祝除く)
愛知県庁本庁舎5階(都市・交通局 都市基盤部 都市計画課)	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	8:45~17:30
一宮市役所本庁舎8階(まちづくり部 都市計画課)	一宮市本町2丁目5番6号	9:00~17:00
津島市役所4階(まちづくり推進部 都市計画課)	津島市立込町2丁目21番地	8:30~17:15
稲沢市役所第2分庁舎(まちづくり部 都市計画課)	稲沢市稲府町1	9:00~17:00
愛西市役所2階(産業建設部 都市計画課)	愛西市稲葉町米野308番地	9:00~16:00
弥富市役所2階(建設部 都市整備課)	弥富市前ヶ須町南本田335	9:00~16:00
あま市役所2階(建設産業部 都市計画課)	あま市七宝町沖之島深坪1番地	9:00~16:00
蟹江町役場(産業建設部 まちづくり推進課)	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	8:30~17:15
飛島村役場(開発部 建設課)	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	8:30~17:15

●インターネットによる公表：県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>
 [ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧が可能です]



意見書の提出について

基本方針(案)について、意見書を提出することができます。

- 提出先:愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課(〒460-8501 住所不要)
 - 提出期限:令和8年8月21日(金)必着
 - 記載が必要な事項:
 - ・愛知県知事宛であること
 - ・日付、意見書を提出する都市計画の名称(右記載例参照)
 - ・住所、氏名、及び意見
- ※意見書は意見の理由を含めて日本語で記載してください。
- その他
- 様式、その他詳細は県都市計画課のホームページでご確認ください。
- 意見書は、県都市計画課のホームページからも提出できます。

令和●年●月●日

一宮西港道路の都市計画の基本方針(案)に関する意見書

愛知県
代表者 愛知県知事殿

住所 ○○市○○
氏名 ○○ ○○

表題の件について意見書を提出します。

・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

＜意見書の記載例＞



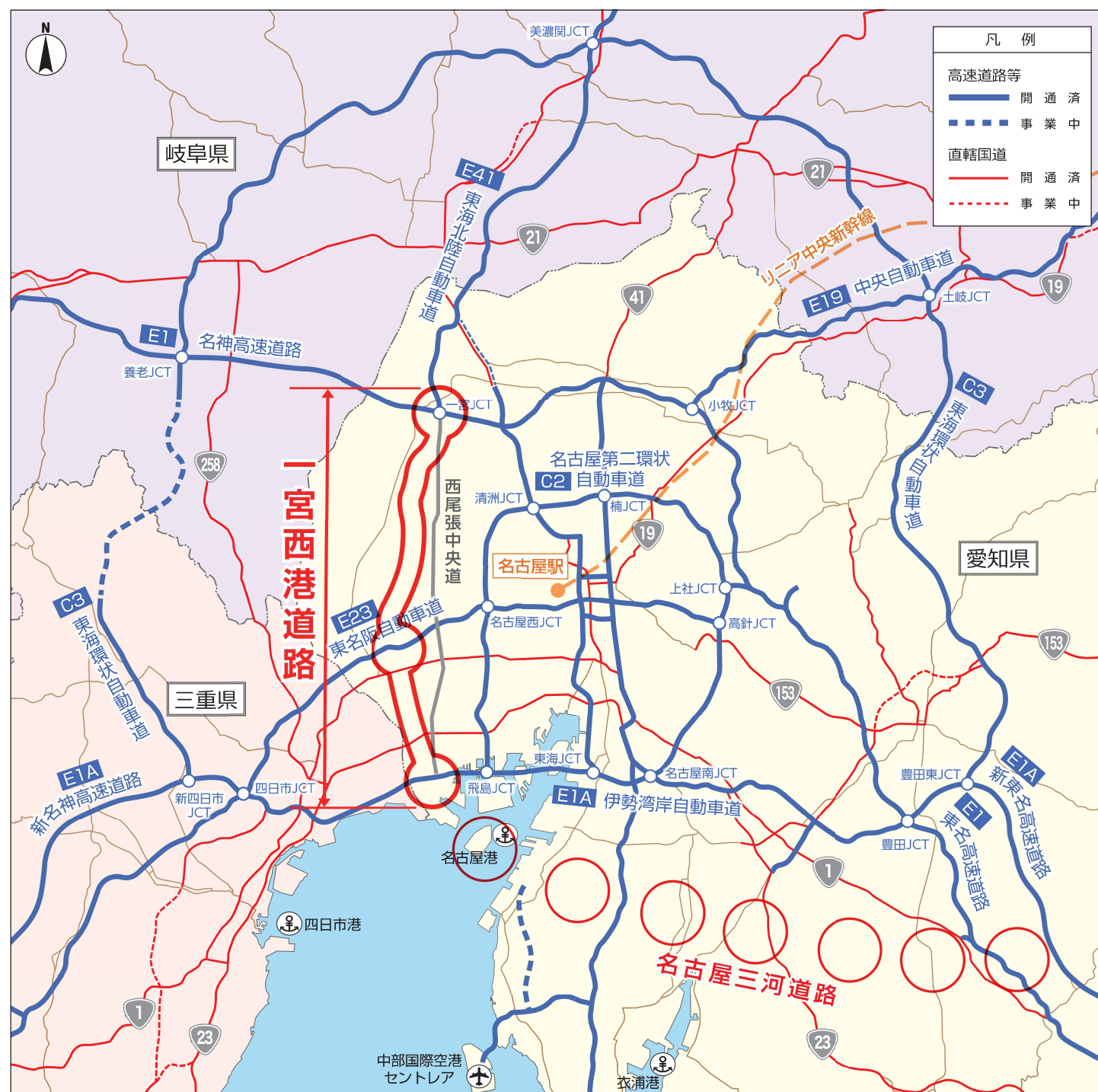
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL 052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)
ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>

1

東名高速道路、名神高速道路や東名阪自動車道と一体となり広域道路ネットワークを形成し、国土強靱化に資する重要な道路です。



位置図



2



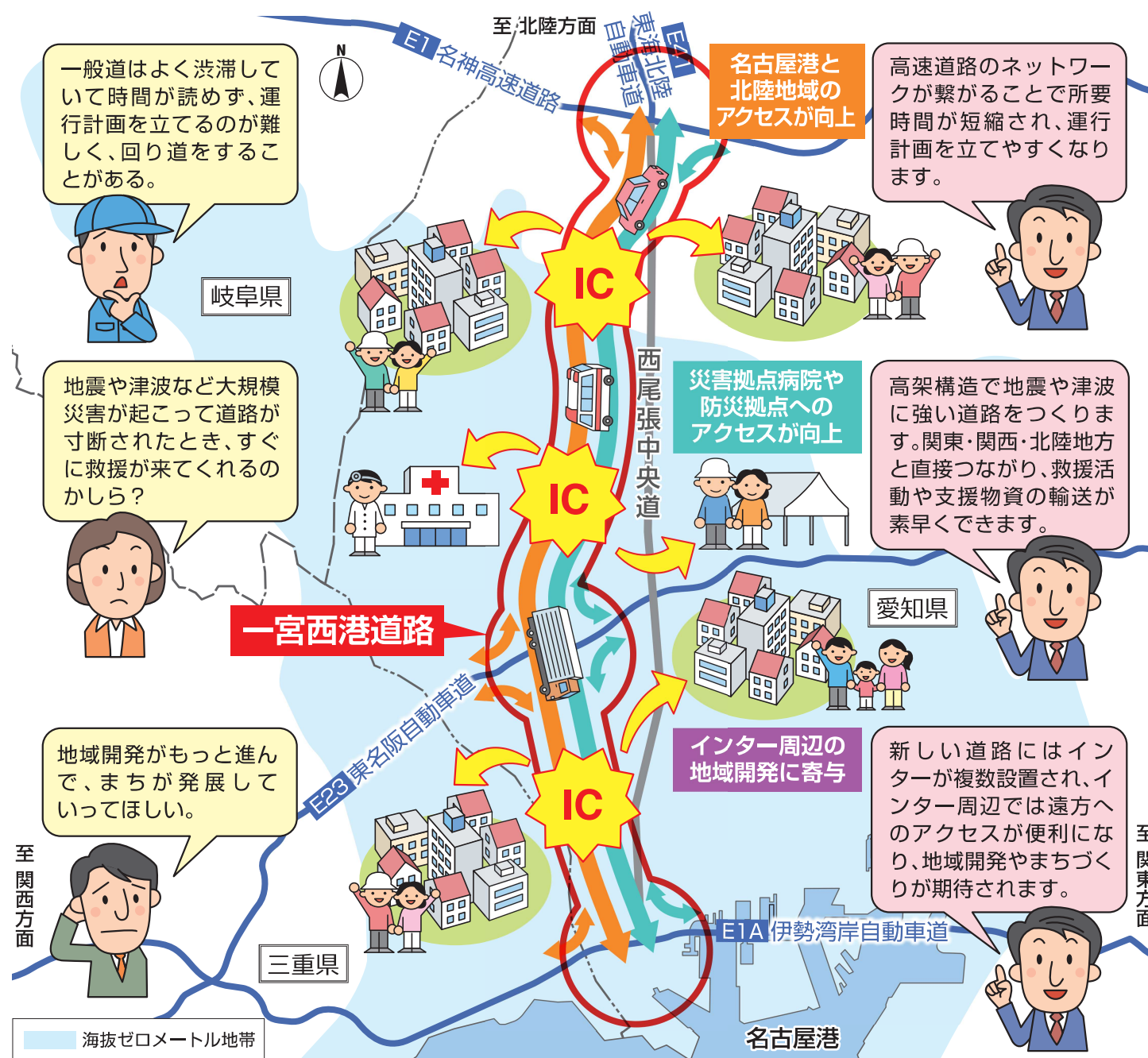
- ・名古屋港と北陸地域とのアクセス性が向上し、名古屋港への物流交通の定時性・速達性が向上します。
- ・西尾張・海部地域の企業・工場から高速道路へアクセスしやすくなり、物流の効率化、円滑化が図られます。



- ・既存の防災拠点とのアクセス性が高まり、災害時の支援・物資輸送力が向上します。
- ・嵩上げ式の道路として整備することで、災害時の一次避難場所として活用できます。



- ・地域の市町村間のアクセス性が向上し、地域連携が促進されます。
- ・地域の高速アクセス性が向上し、地域住民の移動圏域が広がることで、地域の土地利用の高度化が期待できます。



3 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

一宮西港道路(愛知県区間)の都市計画の案を作成するための基本方針(案)を以下のとおり作成しました。

一宮西港道路を都市計画に定めようとする目的

本道路は、東海北陸自動車道を南伸して伊勢湾岸自動車道と接続することで南北軸のミッシングリンクを解消し、東名高速道路、名神高速道路、東名阪自動車道と一体となり中部圏全体の発展と国土強靱化に資する重要な道路です。

名古屋都市計画区域マスタープラン及び尾張都市計画区域マスタープランにおける、「災害に強い交通体系の構築に向けた道路網の形成」、「名古屋港へのアクセスを向上させる広域幹線道路網の充実・強化」、「多様な産業の連携と次世代を担う産業の創出」、「歴史・文化資源などの地域のポテンシャルを活かした土地利用や対流の促進」を担う道路としての役割を果たします。

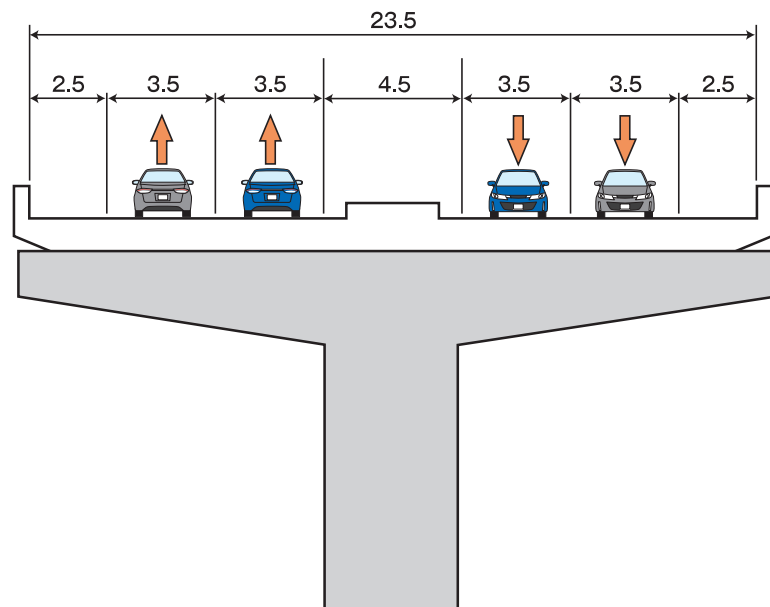
今回、一宮西港道路を、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めようとするものです。

都市計画の概略の案【主な構造】

標準的な横断図

幅員単位:m

一宮西港道路



※現段階の想定であり、今後の見直しによって修正される可能性があります。

都市計画対象道路の概要

名 称	(仮称)一宮西港道路
都市計画決定権者の名称	愛知県
位 置 (起 終 点)	起点 愛知県一宮市・終点 愛知県弥富市
延 長	約28km
道 路 種 別	自動車専用道路 第1種第2級
設 計 速 度	100km/h
車 線 数	4車線
主 な 構 造 形 式	「標準的な横断図」参照
主 な ル ー ト	「概略ルート図」参照

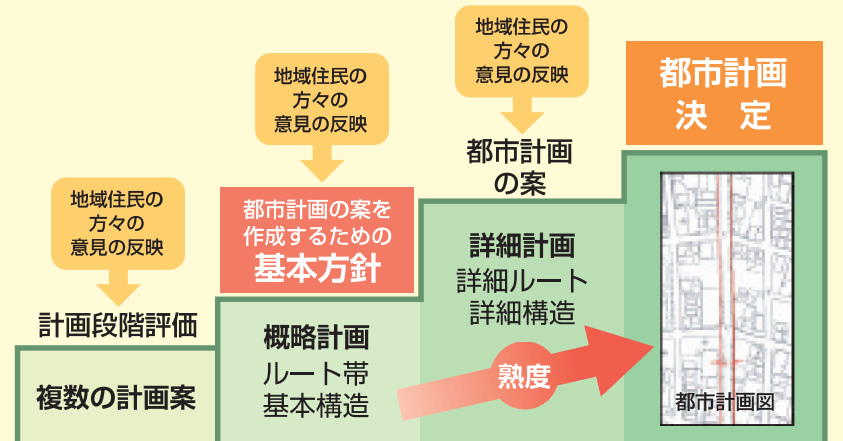
都市計画上の留意事項・配慮事項など

一宮西港道路の都市計画づくりでは、以下の点に配慮して、地域にとってより良い計画となるよう努めます。

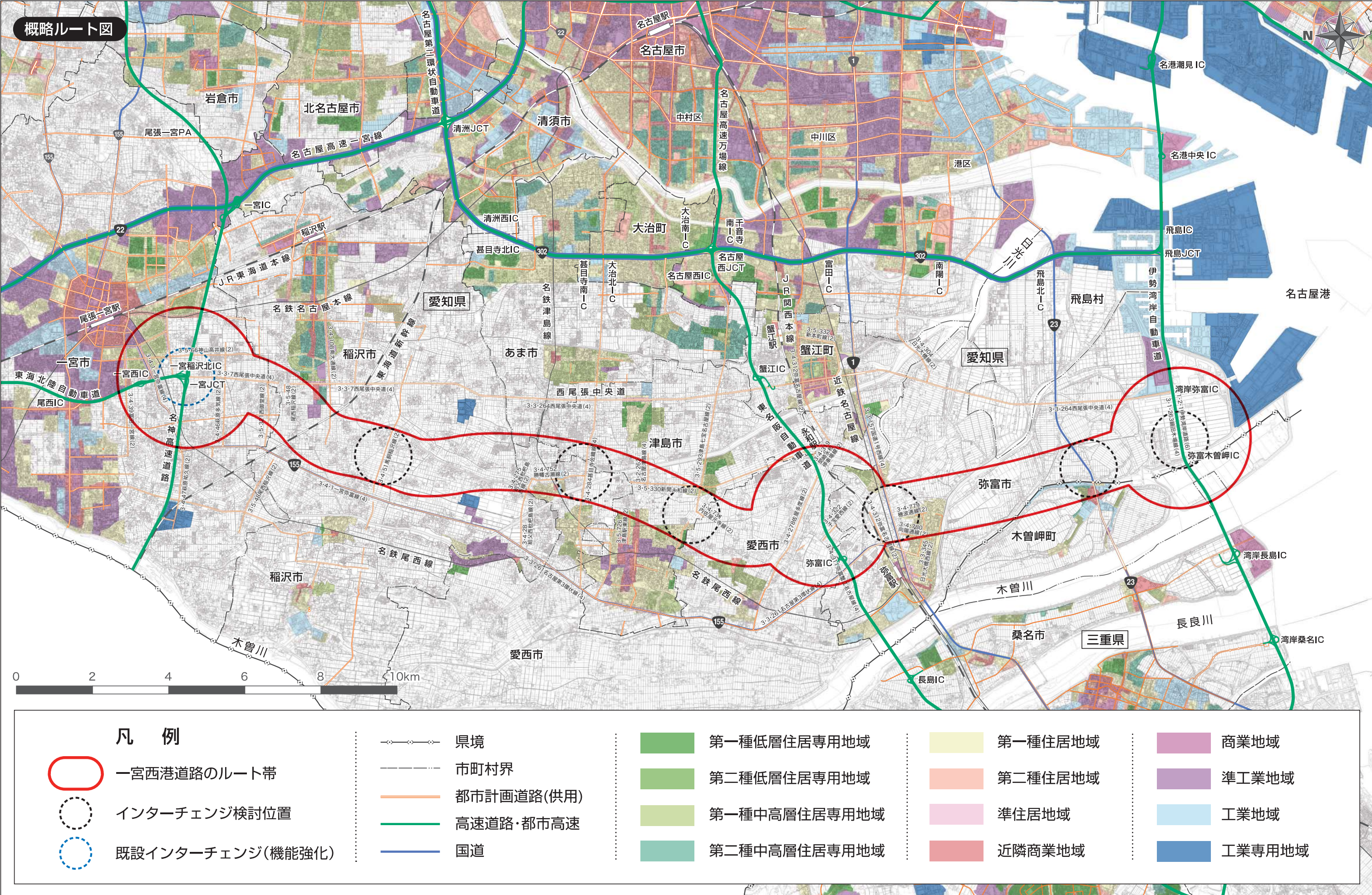
- 環境影響評価法に基づき、都市計画手続にあわせて環境影響評価を行います。都市計画の案の作成にあたっては、生活環境(大気質、騒音、振動、日照など)への影響、自然環境(動植物や生態系など)への影響、景観への影響などにできる限り配慮します。
- 都市計画の概略の案については、都市計画区域マスタープランや他の都市計画との整合を図ったものとしており、引き続き、詳細なルート、構造の決定にあたっては、周辺の土地利用や道路など他の都市計画との整合を図ります。
- 一宮西港道路の都市計画決定に関連して変更を要する都市計画道路についても、あわせて都市計画の変更手続を行います。
- 都市計画の案を作成するための基本方針(案)について地域住民の方々のご意見をお聞きするとともに、今後の計画づくりにおいてもご意見を都市計画に反映させるために説明会や公聴会を実施し、地域住民の方々に対して丁寧な説明を行います。

「都市計画の案を作成するための基本方針」とは

- 大規模な都市計画を定める場合には、地域住民の方々のご意見を聞きながら、段階的に計画づくりを進めます。
- このうち『基本方針』は、右図の「都市計画図」のような詳しい『都市計画の案』を作成する前の、大まかな計画です。
- この「基本方針」の段階においても、地域住民の方々のご意見をお聞きし、きめ細やかな都市計画づくりに努めます。



都市計画の概略の案【概略ルート】



注) 愛知県内の都市総括図は令和7年3月末時点を反映、桑名市の都市総括図は令和8年時点を反映、木曾岬町の都市総括図は令和2年時点を反映

※一宮西港道路の具体的な区域・構造、インターチェンジの位置、形状などについては、今後、環境影響評価と合わせて詳細に検討を進めていきます。